

千葉市公告第 288 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 2 年 4 月 30 日

千葉市長 熊谷 俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 千城台ショッピングセンター

所在地 千葉市若葉区千城台北三丁目 21 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 一般財団法人 千葉県まちづくり公社

代表者 代表理事 飯田 宏行

所在地 千葉市中央区富士見二丁目 3 番 1 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時間 午前 10 時 00 分

閉店時間 午後 9 時 00 分

(変更後) 開店時間 午前 9 時 00 分

閉店時間 午後 9 時 45 分

② 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前 9 時 50 分～午後 9 時 30 分

(変更後) 午前 8 時 45 分～午後 10 時 00 分

4 変更する年月日

令和 2 年 4 月 24 日

5 3 の変更事項に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ベスト電器	代表取締役 小野 浩司	福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号
株式会社マツモトキヨシ	代表取締役 大田 貴雄	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社ちよだ鮎	代表取締役 中島 正人	東京都中央区明石町 8 番 1 号

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

20,788 m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
駐車場① (『図面 4 2階平面図』参照)	33台
駐車場② (『図面 4 2階平面図』参照)	98台
駐車場③ (『図面 5 3階平面図』参照)	33台
駐車場④ (『図面 5 3階平面図』参照)	87台
駐車場⑤ (『図面 6 4階・R階平面図』参照)	320台
駐車場⑥ (『図面 6 4階・R階平面図』参照)	29台
合 計	600台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
駐輪場 (『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)	540台
合 計	540台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
荷さばき施設① (『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)	104.88㎡
荷さばき施設② (『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)	132㎡
合 計	236.88㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置

位 置	容 量
廃棄物保管施設① (『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)	56.45㎡
廃棄物保管施設② (『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)	12.18㎡
廃棄物保管施設③ (『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)	9.14㎡
廃棄物保管施設④ (『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)	8.64㎡
合 計	86.41㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場①～⑥	2箇所	(『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)
合 計	2箇所	—

(2) 荷さばき施設を利用することができる時間帯

No.	時間帯
荷さばき施設① (『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)	午前6時00分～
荷さばき施設② (『図面 3 建物配置図及び1階平面図』参照)	午後10時00分

8 届出の年月日

令和2年3月31日

9 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課

千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号

千葉市若葉区役所地域振興課

10 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和2年4月30日から令和2年8月31日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

*添付図面は省略